平成30年度岡山市市民協働推進モデル事業 最終評価表

実施団体	NPO 法人岡山ニャンとかし隊	
協働部署	保健所衛生課	
記入日	平成 31 年 3 月 28 日	

1. 事業の目標と結果

事業の目標	目標に対する結果	結果の自己分析
	導入パッケージを作成し、5回おこなった説明会で使用できた。	【好評だった要因】
 飼い主のいない猫対策を地域で開始できる	● 実施団体としては、一連の流れを分かりやすくマニュアル化できたと感じて	● 担当課が作成した岡山市への各種申請や手続きの手引きが
までの導入パッケージの作成。	いる。説明会を重ねる中で、パッケージの効果にも手応えを感じた。	分かりやすかった。
よくの争ん、9万 Johnso	● 担当課としても、今後の普及啓発にも利用できるいい出来だと感じた。	● 実施団体が蓄積してきたノウハウが分かりやすく整理されて
	● 説明会の事後アンケートでは、「分かりやすい」という声が多かった。	いた。
	 ボランティアを募集し、「地域猫活動ボランティア養成講習」を開催した。	【講習参加者が他地域での実践にまで至りにくい要因】
地域の飼い主のいない猫対策協力ボランテ	● ボランティア講習に 10 名の参加があった。	● 講習の参加者の多くは、本人が暮らしている地域の猫対策に
ィア育成のためのボランティア募集と「地	● 本人の暮らす地域以外でも、ボランティアとして活動する意思がある人は	関心をもっている。
域猫活動ボランティア養成講習」の開催。	その内1名だった。	● 暮らしている地域以外でも広く活動するボランティアを養成す
	TOPH TAILUIL.	るには、広報から工夫する必要がある。
	想定を超える6小学校区で支援と協力をおこなった。	【成果のめざましかった奥田本町についての分析】
ニーズ調査にて「地域猫活動」へ参加希望	● 奥田本町での支援と協力の成果は特にめざましく、11 月からの活動で 29	● 奥田本町の成果においては、町内会長の推進力と調整力が
があった 65 地域が含まれる 5 小学校区に	匹の猫に T.N.R を行った。さらに、参加した住民間に交流と役割分担の気運も	大きな要因だった。会長の推進力と調整力で活動が進むにつれ
て「飼い主のいない猫対策」を開始するた	生まれ、今後の「飼い主のいない猫対策」導入のモデルケースとも評せる内容	て住民間に交流と役割分担がうまれた。
めの支援・協力を行う。	だった。	● 岡山ニャンとかし隊が第 3 回おかやま協働のまちづくり賞に
	● 実施までいかなかった地域には、H31年度も継続的に支援をする。	入賞したことで、地域と良好な関係を築きやすくなった。
	飼い主のいない猫対策を支援した地域でアンケートを実施した。	【アンケートから見えること】
モデル地域での活動者アンケート調査		● 活動者の主体性を尊重しながら、実施団体が適切なサポート
	▼ / 点割日のナンソートでは、天旭凹座の又抜に対して向い計画が多かりた。	をしてくれることに対する高評価が見受けられた。

2. 協働の基本原則に基づくチェックリスト

協働の原則	チェック(できたものに☑)	指標(※指標の番号が大きくなるほど協働が進んでいる状態を表します。)
	Ø	① 実施団体と協働部署がそれぞれの役割を明文化した
		② 実施団体と協働部署がそれぞれの役割を果たした
相互理解の原則	Ø	③ 実施団体のミッションを理解していた(協働部署が回答)
	otin	④ 岡山市(協働部署)の方針や計画を理解していた(実施団体が回答)
	abla	⑤ 実施団体と協働部署のそれぞれの強みが発揮され、弱みが補われていた
	otag	① 実施団体と協働部署が事業のスケジュールを把握していた
	otag	② 実施団体と協働部署の双方の合意によって事業目標が決定されていた
目的共有の原則	otin	③ 実施団体と協働部署が事業の成果・課題を定期的に共有していた
	abla	④ 実施団体と協働部署が理想とする社会状況を共有していた
	abla	⑤ 実施団体と協働部署が理想とする社会状況と現状とのギャップを共有していた
	otin	① 双方の合意によって役割分担が図られていた
	otin	② 実施団体の意思・意見が尊重されていた(実施団体が回答)
対等の原則	otin	③ 協働部署の意思・意見が尊重されていた(協働部署が回答)
	abla	④ 実施団体のみに役割や責任が集中していなかった(実施団体が回答)
	abla	⑤ 協働部署のみに役割や責任が集中していなかった(協働部署が回答)
	abla	① 実施団体と協働部署が積極的に意思表示をしていた
 自主性及び自立性尊重	otin	② 事業またはその他の意思決定において実施団体に不当に干渉されなかった(協働部署が回答)
の原則	abla	③ 事業またはその他の意思決定において協働部署に不当に干渉されなかった(実施団体が回答)
07/示兵!]	abla	④ 事業またはその他の意思決定において実施団体に依存されなかった(協働部署が回答)
	abla	⑤ 事業またはその他の意思決定において協働部署に依存されなかった(実施団体が回答)
	otin	① 実施団体と協働部署間で事業の進捗状況や予算の執行状況が随時共有されていた
	abla	② 議事録やイベントごとの報告書が作成され、実施団体と協働部署で共有されていた
公開の原則	otin	③ 必要に応じて実施団体と協働部署以外の第三者の助言を仰いでいた
	abla	④ 事業の案内が実施団体のウェブサイト等で随時発信されていた
	abla	⑤ 事業の結果が実施団体のウェブサイト等で随時発信されていた